

改正後	改正前
<p data-bbox="85 210 771 239">個⑥035-2 繰越税額控除限度超過額等に関する明細書【裏面】</p> <p data-bbox="469 285 941 314" style="text-align: center;">繰越税額控除限度超過額等に関する明細書</p> <p data-bbox="142 388 1270 539">この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条第1項、第2項又は第3項に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除（同法第10条の2第1項又は第2項に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の特例の規定により読み替えて適用する場合があります。）の適用を受けるときに使用します。</p> <p data-bbox="142 548 976 577">この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p data-bbox="142 587 1086 616">なお、この控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。</p> <p data-bbox="142 625 282 654">1 記載要領</p> <p data-bbox="142 664 1270 780">(1) 「繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄、「平成22年分繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄及び「平成23年分繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄の記載に当たっては、次に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次により記載します。</p> <p data-bbox="181 790 1243 819">イ 平成22年分 「平成22年分繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄にのみ記載します。</p> <p data-bbox="181 828 1243 857">ロ 平成23年分 「平成23年分繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄にのみ記載します。</p> <p data-bbox="181 867 1119 896">ハ 平成24年分 「繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄にのみ記載します。</p> <p data-bbox="142 915 1270 993">(2) 「翌年繰越税額控除限度超過額等の計算」の「総額」欄には試験研究費の総額に係るものを記載し、「特別」欄には特別試験研究費に係るものを記載します。</p> <p data-bbox="142 1002 1270 1157">(3) 「前年繰越額又は本年税額控除限度額④」、「⑦」、「⑩」の「平成 年分（前年分）」の各欄には、前年のこの明細書の「翌年繰越額⑥」、「⑨」、「⑫」の金額（外書のコピー額を含みます。）をそれぞれ記載し、「本年分」の各欄には「試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の「⑥」又は「⑭」の金額を記載します。</p> <p data-bbox="142 1166 1270 1244">(4) 「本年控除可能額⑤」、「⑧」、「⑪」の「本年分」の各欄には「試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の「⑨」又は「⑯」の金額を記載します。</p> <p data-bbox="142 1253 1270 1369">(5) 「翌年繰越額⑥」、「⑨」、「⑫」の各欄の外書には、措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受けるとき、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。</p> <p data-bbox="208 1379 1031 1408">この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて計算します。</p> <p data-bbox="142 1418 263 1447">2 提出先</p> <p data-bbox="181 1456 455 1485">納税地を所轄する税務署長</p> <p data-bbox="142 1495 282 1524">3 根拠条文</p> <p data-bbox="181 1534 455 1562">措法第10条、第10条の2</p>	<p data-bbox="1361 210 2047 239">個⑥035-2 繰越税額控除限度超過額等に関する明細書【裏面】</p> <p data-bbox="1750 285 2247 314" style="text-align: center;">繰越税額控除限度超過額等に関する明細書</p> <p data-bbox="1404 388 2595 548">この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条第1項、第2項又は第3項に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除（同法第10条の2第1項又は第2項に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の特例の規定により読み替えて適用する場合があります。）の適用を受けるときに使用します。</p> <p data-bbox="1404 558 2285 587">この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p data-bbox="1404 596 2403 625">なお、この控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。</p> <p data-bbox="1404 635 1544 664">1 記載要領</p> <p data-bbox="1404 674 2595 799">(1) 「繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄、「平成22年分繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄及び「平成23年分繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄の記載に当たっては、次に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次により記載します。</p> <p data-bbox="1443 809 2565 838">イ 平成22年分 「平成22年分繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄にのみ記載します。</p> <p data-bbox="1443 848 2565 877">ロ 平成23年分 「平成23年分繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄にのみ記載します。</p> <p data-bbox="1443 886 2436 915">ハ 平成24年分 「繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄にのみ記載します。</p> <p data-bbox="1404 935 2595 1012">(2) 「翌年繰越税額控除限度超過額等の計算」の「総額」欄には試験研究費の総額に係るものを記載し、「特別」欄には特別試験研究費に係るものを記載します。</p> <p data-bbox="1404 1022 2595 1186">(3) 「前年繰越額又は本年税額控除限度額④」、「⑦」、「⑩」の「平成 年分（前年分）」の各欄には、前年のこの明細書の「翌年繰越額⑥」、「⑨」、「⑫」の金額（外書のコピー額を含みます。）をそれぞれ記載し、「本年分」の各欄には「試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の「⑥」又は「⑭」の金額を記載します。</p> <p data-bbox="1404 1195 2595 1273">(4) 「本年控除可能額⑤」、「⑧」、「⑪」の「本年分」の各欄には「試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の「⑨」又は「⑯」の金額を記載します。</p> <p data-bbox="1404 1282 2595 1408">(5) 「翌年繰越額⑥」、「⑨」、「⑫」の各欄の外書には、措法第10条の7の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受けるとき、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。</p> <p data-bbox="1470 1418 2348 1447">この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて計算します。</p> <p data-bbox="1404 1456 1531 1485">2 提出先</p> <p data-bbox="1443 1495 1736 1524">納税地を所轄する税務署長</p> <p data-bbox="1404 1534 1544 1562">3 根拠条文</p> <p data-bbox="1443 1572 1709 1601">措法第10条、10条の2</p>